

福利の広場

Fukuri no Hiroba

No.

184

2025年
7月発行

Contents! 〈目次〉

- 2 | 短期給付からのお知らせ
お知らせ1 令和7年4月から新たに育児休業支援手当金の支給が始まりました
- 3 | お知らせ2 令和7年4月から新たに育児時短勤務手当金の支給が始まりました
- 4 | お知らせ3 被扶養者の資格を確認します
- 5 | お知らせ4 届出を忘れていませんか?
- 6 | 人間ドック・がん検診を受診しましょう
- 7 | 令和7年度特定健康診査・特定保健指導のご案内
- 8 | 令和6年度教職員定期健康診断
受診結果のお知らせ
令和7年度歯周疾患検診のご案内
- 9 | 健康ウォーキング事業 ご参加ください!
スポーツクラブ&サウナスパルネサンス 山形24
利用体験会のご案内
- 10 | 公立学校共済組合山形支部の組合員が利用できる
相談窓口のご案内
- 11 | マイナ保険証を使っていますか?
入学祝金の請求はお済みですか?
- 12 | 遺族年金の請求手続きについて
- 13 | 共済組合と教職員互助会の貸付制度のご案内
- 14 | 令和6年度決算概要 公立学校共済組合山形支部
- 15 | 令和6年度決算概要 山形県教職員互助会
教職員互助会の掛金率が変わりました
- 16 | スポーツや芸術に触れてみませんか?
～令和7年度施設利用補助券をご利用ください～
令和7年度リフレッシュ補助券をご活用ください



令和7年4月から新たに育児休業支援手当金の支給が始まりました

令和7年4月1日から、現行の育児休業手当金に上乗せする新しい給付として「育児休業支援手当金」が支給されます。

支給要件

次の①および②のいずれにも該当する必要があります。

- ① 組合員本人が対象期間内に育児休業等を取得した日数が通算して14日以上あるとき
- ② 当該組合員の配偶者が当該育児休業等に係る子について、出生の日から起算して56日以内に配偶者育児休業等を14日以上取得したとき

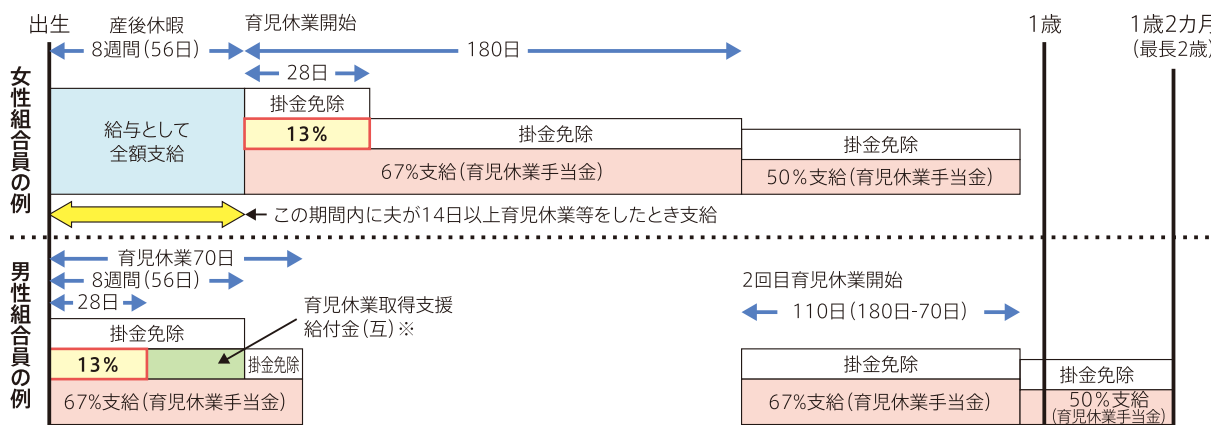
支給額

組合員及びその配偶者の方が対象期間内に育児休業等を取得した場合、**最大28日間、標準報酬日額の13%**が支給されます。

支給イメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージ

13% 育児休業支援手当金



Q. 対象期間とは何ですか。

A. 次のいずれかの期間になります。

- ① 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかった場合
出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間
- ② 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をした場合
 - ア 出産予定日に出生した場合は、出生日から起算して112日を経過する日の翌日までの期間
 - イ 出産予定日前に出生した場合は、出生日から起算して、出産予定日から112日を経過する日の翌日までの期間
 - ウ 出産予定日後に出生した場合は、出産予定日から起算して、出生日から112日を経過する日の翌日までの期間

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

※育児休業取得支援給付金(教職員互助会)

男性会員には、育児休業取得支援給付金が支給されます。

- < 対 象 者 > 妻の産後8週間において育児休業等を取得した男性会員
- < 給付対象期間 > 当該育児休業期間(最大8週間)
ただし、育児休業支援手当金又は出生後休業支援給付金(雇用保険適用者)の支給対象期間を除く。
- < 給 付 額 > 1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

令和7年4月から新たに育児時短勤務手当金の支給が始まりました

お知らせ
2

令和7年4月1日から、育児時短勤務をした組合員の方に、新しい給付として、「育児時短勤務手当金」が支給されます。

支給要件

組合員の方が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、報酬の最大10%に相当する額が支給されます。

支給額

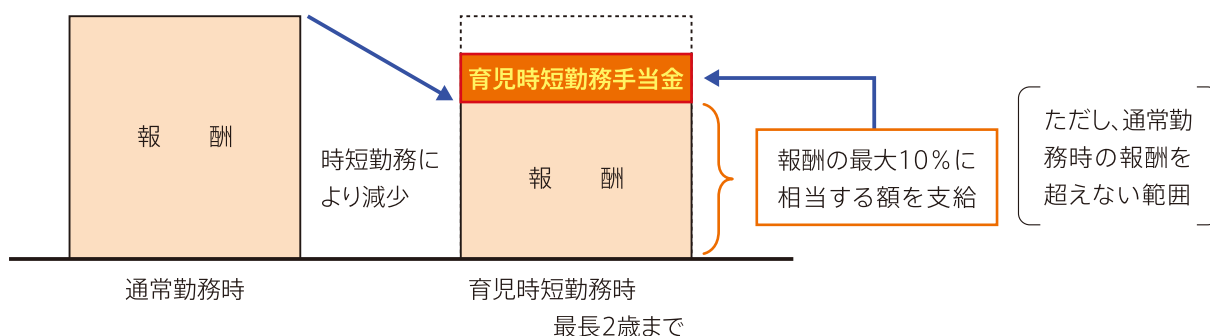
一支給対象月について、支給対象月に支払われた報酬の額に、次の①又は②の区分に応じたそれぞれの率を乗じて得た額となります。

ただし、当該報酬の額と育児時短勤務手当金の合計額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額が手当金の額となります。

① 支給対象月に支払われた報酬の額が、
育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%未満の場合
→ 10%

② 支給対象月に支払われた報酬の額が、
育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合
→ 当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、
10%から一定の割合を減じた額

支給イメージ



Q. 育児時短勤務とは何ですか。

A. 育児短時間勤務および部分休業（その初日および末日を明らかにして承認を請求したものに限る。）が承認された期間における勤務のことをいいます。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

被扶養者の資格を確認します

共済組合では年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているか確認を行っています。
今年度も対象者には『家族調書』を配布していますので、**期日までの提出**にご協力をお願いします。

認定を受けたときと状況が変わっていませんか？



！ 下記の場合は認定取消になります！

- ① 子が就職し、勤務先の健康保険に加入した。
- ② パート・アルバイトなどの収入が3カ月連続で108,334円を超えた。
- ③ 公的年金の受給が始まり、総収入が年額180万円を超えた。
- ④ 公的年金の他に個人年金もあり、収入が180万円を超えた。
- ⑤ 雇用保険の(失業給付)の受給が始まった。(日額3,612円以上)
- ⑥ 配偶者の収入が増え、組合員より1割以上多くなった。
(被扶養者を配偶者と共同扶養している場合、収入が多い方へ扶養替えが必要です。)
- ⑦ 別居している被扶養者への仕送りが基準額(世帯収入の1/3以上)を満たしていなかった。

※パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばす等により、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みが作られました(「年収130万円」の壁への対応)。該当する場合は、各所属の事務担当者にご相談ください。

認定取消の場合、認定取消の事実発生の日まで遡っての取り消しになります。取消日以降に医療機関を受診している場合は、医療費を返していただきますので、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに取り消しの被扶養者申告書の提出をお願いします。

令和5年4月1日から、被扶養者の年間収入に関する要件が変更されています

下記の表に該当する方は、新たに認定できる可能性があります。収入要件を確認の上、該当する場合は申請をお願いします。

< 収入要件 >	< 認定基準年額 >
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に 該当する程度 の障害を有する者	180万円(月額15万円)
60歳以上の者 (※公的年金の受給の要件がなくなりました。)	180万円(月額15万円)
上記以外の者(※要件の変更はありません)	130万円(月額108,334円)

※赤字が変更点です



！ ご家族にこのような方はいませんか！

- ・60歳以上75歳未満で収入が130万円以上180万円未満の方
- ・障害年金を受給する可能性のある方

詳しく知りたい場合や、心配な方がいる場合は、早めに所属所の事務担当者にご相談ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

届出を忘れていませんか？

以下に該当する場合は共済組合への届出が必要です。忘れずに届出をお願いします。

市町村からの医療費助成を受けていませんか？

- ・ 重度心身障がい(児)者医療者証
- ・ ひとり親家庭医療証(親子すこやか医療証等)

上記のいずれかの医療証をお持ちの場合、医療費助成と共済組合からの給付は重複して受けられないため、医療証の写しを提出してください。(医療証の更新の度、提出が必要です。)

助成が受けられなくなった場合、負担割合が変わった場合もその旨が記載された市町村からの通知(写し)を出してください。

使えなくなった 限度額適用認定証は ありませんか？

有効期限(申請した日の属する月から1年)が過ぎた場合、組合員・被扶養者の資格を喪失した場合には速やかに返却してください。

氏名や住所が 変わっていませんか？

転居や被扶養者の別居による住所の変更、婚姻による氏名の変更があった場合、「異動届」や「被扶養者申告書」の提出が必要になります。



医療費が高額になりそうな時は？

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを健康保険証として使う(マイナ保険証)ことで、医療機関などの窓口で高額な医療費の一時的な自己負担をしたり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。(マイナ保険証として使うには手続きが必要です。)

マイナンバーカードをお持ちでない方が高額な支払いを限度額までにとどめるには、従来通り「限度額適用認定証」の提示が必要です。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884



人間ドック・がん検診を受診しましょう



現在わが国のがんによる死者数は年間37万人を超え、死亡原因の第1位です。そのうち、主に20歳～60歳代前半の働く世代の方ががん死者数は全体の約1割ですが、40歳を過ぎると年齢とともにがん死者数は増えていきます。がん検診を受けることは、がんを無症状のうちに早期発見・早期治療し、がんで亡くなることを防ぐことにつながります。

【出典：国立がん研究センターがん情報サービス】

人間ドックは、職場の健康診断よりも詳細に検査することができ、国が推奨する5大がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）の検査項目も受けることができます（ただし、医療機関による）。

山形支部では、人間ドック検診料の一部負担や、婦人がん検診料の全額負担を実施しています。下記をご確認の上、積極的にご活用ください。

公立学校共済組合山形支部のドック事業・がん検診事業

ドック事業

実施期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで（ただし、各コースで日程が異なります）

対象者 公立学校共済組合山形支部の組合員本人（以下「組合員」という。）※任意継続組合員は対象外です。

コース一覧

コース	対象年齢（令和7年4月1日時点の年齢）	自己負担額（税込）
一泊二日コース	指定年齢型：39歳、49歳、54歳 準指定年齢型：59歳 希望型：34歳以上	14,300円
日帰りコース	全組合員（34歳未満を優先）	7,600円
東北中央病院脳と心のトータルケア付コース	39歳以上	22,000円
脳ドック	39歳以上（59歳を優先）	10,800円
東北中央病院内視鏡付コース（胃のみ）	44歳以上（49歳、59歳を優先）	15,900円
東北中央病院内視鏡付コース（胃・大腸）	49歳以上（49歳を優先）	18,100円

申込方法 令和7年度のドック申込受付（4月9日締切）は既に終了しています。これからドックの受診券を希望される方は、「キャンセル待ち申込書」の提出が必要ですので、所属のとりまとめ担当者を通じてお申込みください。

詳細は、令和7年3月13日付公立山形第933号、令和7年5月16日付公立山形第85号の通知をご確認ください。

婦人がん検診事業

～令和7年度より、実施期間を延長しています！～



実施期間 令和7年7月1日から令和8年1月31日まで

対象者 **子宮がん検診** 女性組合員全員
乳がん検診 令和7年4月1日現在30歳以上かつ偶数年齢の女性組合員または、30歳以上かつ奇数年齢で、前年度乳がん検診を受診していない女性組合員
※任意継続組合員は対象外です。

自己負担額 なし

申込方法 対象者には、5月16日付で受診券を一斉配布しています。対象者で受診券をまだ受け取っていない方は、「婦人がん検診申込書」の提出が必要ですので、所属のとりまとめ担当者を通じてお申込みください。

ドックとの関連 山形支部発行の人間ドック受診券（脳ドック除く。）で婦人がん検査を受ける方は、山形支部発行の婦人がん検診受診券で重複受診することができません。

詳細は、令和7年3月13日付公立山形第934号、令和7年5月16日付公立山形第86号の通知をご確認ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和7年度特定健康診査・特定保健指導のご案内

被扶養者

「特定健康診査」の受診券を配付しております【無料】



令和7年4月1日現在で39歳から74歳までの被扶養者の方に、組合員の所属所を通して「**特定健康診査受診券(有効期限: R8.2.28)**」を順次配付いたします。

「受診券」を使うことで、特定健診を**無料**で受けることができます。生活習慣病の予防・早期発見のため、積極的に特定健診を受けましょう！

- ◆ 受診したい健診機関へ事前に受診日時を予約してください。
- ◆ 受診の際は「**受診券**」と「**被扶養者の資格を確認できるもの**」を**忘れずに持参**してください。
(※被扶養者資格を喪失した日以降は受診できません。)
- ◆ 市町村検診でも受診できる場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

組合員と被扶養者

「特定保健指導」を受診しましょう!【無料】

特定健診(組合員は定期健診や人間ドックで代替)の結果、メタボのリスクがあると判明した方に、「**特定保健指導利用券(有効期限: R8.3.31)**」を秋以降、順次配付いたします。

特定保健指導では、管理栄養士などの専門家が皆さまの健康や生活習慣の改善に向けたアドバイスをします。**無料**で受けることができますので、この機会を利用して、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう！



- ◆ 特定保健指導を受けるには、次の3つの方法があります。(いずれか1つの方法での受診です。)

1.案内状記載の実施機関で受ける。	ご自身で実施機関に予約の上、利用券を持参してください。
2.人間ドック時に受ける。	組合員本人のみ。一部のドック実施機関※に限りです。 ※東北中央病院、三友堂病院、鶴岡協立病院、荘内地区健康管理センター、白鷹町立病院、やまがた健康推進機構、山形市医師会健診センター
3.所属訪問型で受ける。	組合員本人のみ。委託先が特定保健指導を実施します。 【委託先：SOMPOヘルスサポート㈱】

詳細は、受診券・利用券に同封の案内文または公立学校共済組合山形支部ホームページをご覧ください。

山形支部トップページ



特定健康診査・特定保健指導の手続き

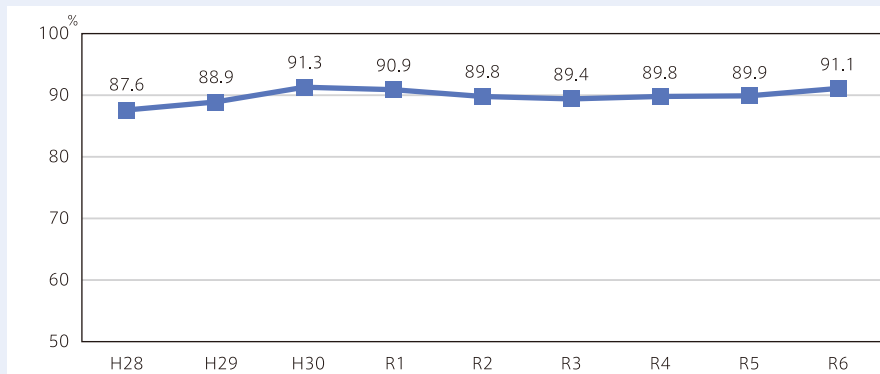


お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

令和6年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ

昨年度の定期健康診断の受診者は、市町村立学校5,174人、県立学校3,087人、県教育委員会事務局398人、合計8,659人で受診対象者の99.9%の方が受診されました。精密検査受診率の推移は以下のとおりでした。

精密検査受診率の推移(%)



※市町村教育委員会(市町村立学校) + 県教育委員会

(令和7年3月31日現在)

令和6年度の精密検査受診率は、県教育委員会が89.6%、市町村教育委員会が92.3%でした。前年度と比較すると、県教育委員会は0.8ポイント増加、市町村教育委員会は1.4ポイント増加した結果となりました。

組合員の健康管理・受診率向上のため、各所属所でも受診勧奨をお願いいたします。



令和7年度定期健康診断の結果、要精検・要医療の対象となった方で、まだ精密検査を受診していない方は、早期発見・早期治療のため早めに受診しましょう。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和7年度歯周疾患検診のご案内

組合員

「歯周疾患検診」の受診券を配付しております【無料】



令和7年4月1日現在で20歳・30歳・40歳・50歳・59歳の組合員の方に、組合員の所属所を通して「**歯周疾患検診受診券(有効期限: R7.12.31)**」を配付しております。

「受診券」を使うことで、歯周疾患検診を**無料**で受けることができます。

※令和6年度から、検診受診当日に、治療およびメンテナンスなどについても、**実施が可能**となっています。受診券がより使いやすくなったことで、前年度に比べ1.5倍の方が受診しました。

お口の健康は、全身の健康にもつながります。
ぜひ、この機会を使って歯周疾患検診を受けましょう!

◎ **歯周病は怖い病気です...**

- ・歯周病は、全身のさまざまな病気を引き起こしたり、病気を悪化させたりする原因にもなります。
- ・歯周病は、歯を失う原因の第1位です。



- ◆ 受診したい**歯周疾患検診事業実施歯科医療機関**に、**事前に必ず電話予約**をしてください。
 - ・予約の際に、公立学校共済組合山形支部の歯周疾患検診であることをはっきり伝えてください。
 - ・**実施歯科医療機関**は、所属所に送付しました「**医療機関名簿**」、または「**当支部ホームページ**」でご確認ください。
- ◆ 受診の際は「**受診券**」・「**受診票(問診票)**」・「**共済組合員資格がわかるもの**」を**忘れずに持参**してください。
- ◆ 詳細は、受診券に同封の通知文または当支部ホームページをご覧ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816



健康ウォーキング事業 ご参加ください!



【前期】 令和7年 6月1日[日] ~ 令和7年 6月30日[月]
【後期】 令和7年10月1日[水] ~ 令和7年10月31日[金]

令和7年度健康ウォーキング事業を、上記の日程で実施します。

事前の参加申込は不要で、途中参加もOK! 期間終了後の歩数報告をもって参加とします。

今年度は賞品の対象を見直し、目標歩数を達成した方により多く受賞のチャンスがある内容となっております。

ぜひご参加ください!

熱中症などに気をつけながら、無理のない範囲で楽しく歩きましょう!

対象者 公立学校共済組合山形支部組合員

参加方法 3人1組のチームまたは個人で参加。**事前の参加申込は不要。**
期間中の歩数を記録し、期間終了後に合計歩数を報告!

歩数計について 後期の歩数計申込締切: **9月12日(金)**
インターネットで「やまがたe申請」にアクセスし、お申込みください。



歩数計申込
二次元コード

★ 詳しくは、令和7年4月30日付公立山形第82号通知をご確認ください ★

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス 山形24 利用体験会のご案内

公立学校共済組合山形支部はスポーツクラブルネサンスと法人会員契約を結んでいます。

法人ジム・サウナおためし会員プランで利用できる設備やレッスン、いちどお試し体験してみませんか?

※令和7年6月25日時点の情報です

対象者 公立学校共済組合山形支部 組合員 (任意継続組合員を除く)
レクリエーション保険に加入しますので、体験会参加を希望する方は事前に
e申請またはFAXによりお申込みください。

会場 スポーツクラブ&サウナスパ ルネサンス山形24 (山形市幸町18-33)

日時 令和7年8月18日(月) 12:00~16:30 ※時間内は自由にご利用いただけます



体験できる内容 (スタジオレッスンは申込先着順としますが、7月31日までの申込状況により抽選となる場合があります)

ジムエリア	ジムエリアの各種トレーニングマシン、体組成計		
温浴施設・サウナ	サウナ、シャワーブース (いずれも14時以降利用可能)		
スタジオレッスン	13:00~13:45	グループセンタジー45 (音楽に合わせたアクティブなヨガ)	先着30名
	14:00~14:30	グループファイト30 (ボクシングエクササイズ)	先着30名
	15:00~15:45	エッセンシャルピラティス45	先着15名

※当日は施設休館日(メンテナンス日)のため、体験会の時間帯は組合員以外のルネサンス会員の施設利用はありません。

※ジム・サウナおためし会員プランで利用可能な設備でも、メンテナンスの都合で利用できない設備がありますのでご了承ください。

※参加者には駐車券のサービスがありますので、スポーツクラブ駐車場をご利用下さい。

秋の入会キャンペーン期間は9月9日(火)~11月9日(日)となります

公立学校共済組合山形支部の組合員が利用できる相談窓口のご案内

★プライバシーは厳守されます。法令に基づく場合、生命・身体・財産の保護のため必要がある場合を除き、個人情報や相談内容が、当共済組合・職場に伝わることはありません。

《こころの相談》

メンタルヘルス健康相談

県内4医療機関にて専門医が相談に応じます。

■対象者 組合員とその家族、職場の上司
(ただし、メンタル関係で治療中の方を除きます。また、相談内容は組合員本人に係るものに限ります。)

■利用料 無料(治療に入った場合は一般診療扱い)

■利用方法 完全予約制
(共済組合事業の相談であることをお伝えください。)

医療機関	電話番号
わだ心療内科クリニック(山形市)	023-624-0246
PFC HOSPITAL(新庄市)	0233-22-2047
佐藤病院(南陽市)	0238-40-3170
なごみクリニック(鶴岡市)	0235-29-3753

※服務上の取扱いは、県・市町村の「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の定めによります。

東北中央病院 メンタルヘルス相談

精神科医やカウンセラー(臨床心理士)が面談でお話をお聞きます。

■対象者 組合員とその被扶養者
(ただし、メンタル関係で治療中の方は、主治医の許可が必要です。)

■利用料 無料(1人1年度あたり3回まで)

■相談員 精神科医▶第1月曜 13:00~17:00
カウンセラー▶月~金曜 9:00~17:00
第1・3土曜 9:00~17:00
第2・4土曜 13:00~17:00

※女性カウンセラー対応日▶平日、第1・2・3土曜

■利用方法 予約専用ダイヤル
0120-81-4898

予約受付時間:平日9:00~17:00

*オンライン予約調整フォームもあります▶



Web相談(こころの相談) 《公立学校共済組合本部事業》

電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間ご相談を受け付けます(臨床心理士が3営業日以内に回答)。

■対象者 組合員とその被扶養者

URL:<https://www.mh-c.jp/> ※ログイン番号783269

電話・面談メンタルヘルス相談 《公立学校共済組合本部事業》

臨床心理士がプライバシー厳守でカウンセリングを行います。

■対象者 組合員とその被扶養者

こころ晴れ晴れ

0800-700-5680

【電話相談】 ■受付時間 月~土10:00~22:00
(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回20分程度

【面談】

■面談予約 月~土10:00~20:00(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回50分程度(1人年5回まで無料)

■面談場所 山形市等全国主要都市のカウンセリングルーム

LINEメンタルヘルス相談 《公立学校共済組合本部事業》

(心ほっとサポート@公立学校共済)

公認心理師・臨床心理士等がLINEでお悩みにお応えします。

■対象者 組合員

■利用時間 毎週水・土・日・月
18:00~22:00
(祝日・年末年始も受け付けます)

■利用方法 右の二次元コードから
友だち追加してください



《介護の相談》

介護電話相談 《公立学校共済組合本部事業》

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

■対象者 組合員とその被扶養者

■相談日 月~土10:00~18:00(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回20分程度

介護 ご納得

0120-515-579

《体の相談》

教職員電話健康相談24 《公立学校共済組合本部事業》

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

■対象者 組合員とその被扶養者

■相談内容 一般健康相談、専門医相談(予約制)、
小児救急相談等

■利用時間 1回20分程度

やさしく

0800-777-8349

女性医師電話相談 《公立学校共済組合本部事業》

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。【予約制・女性限定】

■対象者 組合員(女性)とその被扶養者(女性)

■相談日 月~土 10:00~21:00
(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回20分程度

女性医師 ご納得

0120-215-579

マイナ保険証を使っていますか？

令和6年12月1日時点でお持ちの有効な保険証は、令和7年12月2日以降お使いいただけなくなりますので、この機会にマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をお願いします。（利用登録をしないとマイナ保険証として利用できません。）

なお、マイナ保険証を保有していない方につきましては、令和7年12月までに、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。



マイナ保険証を使うとこんな良いことがあります！

- ・過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるので、より良い医療が受けられるようになります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える医療費の支払いが免除されます。（書類申請等の手続きは不要です。）

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

入学祝金の請求はお済みですか？

入学祝金

- ★ 給 付 額 … 10,000円
- ★ 給 付 要 件 … 子(※)が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき
※扶養関係は問いません
- ★ 提 出 書 類 … 「入学祝金請求書」(添付書類は不要)
- ★ 請求の時効 … 入学日から3年間

※夫婦ともに会員の場合は、お子様一人に対し夫婦それぞれが請求できます。



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

遺族年金の請求手続きについて

1 遺族年金とは

遺族年金は、国民年金または厚生年金の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況等によって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢など条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

遺族の種類	厚生年金保険に加入(短期組合員・一般組合員)
子のある配偶者	遺族厚生年金 + 遺族基礎年金
子	遺族厚生年金 + 遺族基礎年金
その他の遺族	遺族厚生年金

※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。

2 遺族年金を受給できる遺族

【遺族】① 配偶者及び子 ② 父母 ③ 孫 ④ 祖父母

○ 遺族の優先順位は①>②>③>④となります。

○ 夫、父母、祖父母については、死亡当時55歳以上であること(妻に年齢制限はありません)。
ただし、受給開始は60歳からとなります。

○ 子のいない30歳未満の遺族である妻は、5年間の有期年金給付となります。

3 遺族年金の請求手続きについて

一般組合員の方が在職中に亡くなった場合は、山形支部までご連絡下さい。必要事項を確認の上、手続きいたします。

短期組合員の方が亡くなった場合は、年金事務所にお問合せしていただくようお願いします。

※2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が亡くなった場合、原則として一つの年金実施機関に年金請求書を提出することにより他の年金実施機関に係る遺族厚生年金も請求することができます。亡くなった方が加入していた公的年金制度のいずれの年金実施機関でもご提出いただけます。



お問合せ先 ☎ 共済組合 年金担当 023-630-2887

共済組合と教職員互助会の貸付制度のご案内

共 済 組 合

共済組合には、組合員の皆さまの資金面をサポートするための貸付制度があります。

▶▶▶ **共済組合の貸付制度の特色** 一般・住宅・教育・結婚など、目的に応じてご利用可能です。

* 担保・保証人・保証料は不要
* 申込み、繰上げ返済などの手数料が無料

* 原則、職場で申込手続きが完了
* 返済は給与からの自動控除
* 一部・全部繰上返済も可能

* 育児休業や介護休業をした時や無給休職となった時は、その期間中の返済の猶予が可能

- 貸付制度に関する詳細は、所属事務担当者、または下記担当までお問合せ下さい。
- 共済ホームページもご活用ください。

▶▶▶ **貸付制度の利用を検討されている方へ**



貸付事業キャラクター
おたすけろ

共済組合ホームページで償還金の試算ができるケロ!

返済額に無理がないか、借入前の資金計画にお役立てください

※申込事由が生活費の補填、借金の返済のための借入はご利用できません。

シミュレーションはこちらから →



お問合せ先 ☎ 共済組合 貸付担当 023-631-5950

教 職 員 互 助 会

山形県教職員互助会では、**現職会員(一般職常勤職員)**※1を対象に貸付事業を行っています。

※1 有期限任用会員(再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等)は、貸付対象外。

貸付種別※2	生 活	自動車	入 学	教 育	住 宅
申 込 事 由	臨時の生活資金	会員の車の購入費用	子・孫等への入学費用	子・孫等への在学費用	新築・増改築・購入等の費用
貸付限度額	100万円	200万円			1,000万円※3
貸 付 利 率	年利0.9% (令和7年4月1日現在)				

※2 他にも種別あり。償還回数は、住宅資金240回以内、他種別は60回以内で設定可能。

※3 住宅資金の貸付限度額は、5年後の退職手当に200万円を加算した額が1,000万円を下回る場合、その額が貸付限度額。

**貸付事業は、会員皆さまの「掛金」が原資です。無理のない返済計画を立てましょう。
また、多重債務に陥らないためにも、借りすぎ使いすぎに注意しましょう。**

※本会でも、多重債務による貸付保険事故(自己破産や民事再生等)が毎年発生しています。

※貸付保険事故になると、貸付金の債権は保険会社に譲渡し、その後、借受人は保険会社に貸付金の残金を返済することになります(債務不履行について免責されるものではありません)。



- ◆ **毎月償還額(給与控除額)は、互助会HP内の償還額シミュレーションを参照**してください。
- ◆ **退職時**、知事部局・市町村教育委員会等への**人事異動による転出時は、即時償還**となります。
- ◆ 詳細は、互助会HP(貸付事業ページ)を参照してください。

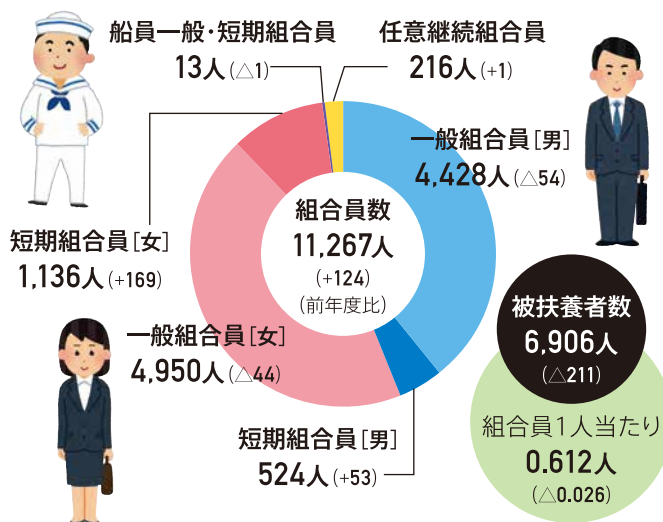
互助会
HP



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

令和6年度公立学校共済組合山形支部決算は、令和7年5月28日の支部運営審議会において承認されました。

1. 組合員数・被扶養者数 R7.3.31現在



2. 各経理の決算

短期経理

掛金・負担金等の収入総額は、74億7146万2千円となり、これを財源に下記医療費等の給付を行いました。

収入総額と下記給付等との差額については、本部へ送金し、主に高齢者の医療費等に充てられます。

区 分	件数(件)	金額(千円)
保 健 給 付	305,890	3,023,099
休 業 給 付	2,104	382,290
災 害 給 付	0	0
附 加 給 付	852	30,168
一部負担金払戻金	1,926	50,582
合 計	310,772	3,486,139

保健給付…保険適用となる医療費に係る保険者負担や出産費・埋葬料などの給付

休業給付…育児休業手当金など休業に伴い、給与が支給されない場合に行う給付

災害給付…水震火災などの非常災害により、住居家財の損失に対する見舞いとして行う給付

附加給付…法で定められている給付ではなく、各共済組合が任意で定める給付

(例) 出産費附加金、傷病手当金附加金など

長期給付に係る経理

掛金・負担金等の収入総額は、150億7847万2千円となり、年金の財源として本部へ送金しました。

保健経理

組合員とその家族の心身両面にわたる健康の保持増進及び疾病予防のため、下記保健事業を実施しました。

事業名	金額(千円)	実績等
人間ドック(一泊二日コース)	79,275	1,307人
内視鏡付人間ドック(胃部・大腸)	13,356	188人
内視鏡付人間ドック(胃部)	11,862	190人
人間ドック(日帰りコース)	41,148	1,309人
脳ドック	7,448	207人
脳と心のトータルケア付人間ドック	6,614	91人
婦人がん検診	18,209	子宮がん1,851人 乳がん 729人
被扶養者健康診断	1,799	69人
歯周疾患検診	1,282	241人
こころと体のリフレッシュ講座	332	13所属
生活習慣病予防のための栄養講座	0	46人
健康ウォーキング事業	1,821	1,152人
運動習慣改善事業	1,662	831人
メンタルヘルスセミナー	279	1,196人
メンタルヘルス健康相談	244	相談窓口 1件 出前相談会13人
健康管理図書(パンフレット・書籍)配布	449	全所属
アドバイザー派遣	529	リワーク 15回 メンタル 20回
実施に係る諸費用	397	事務費
保養施設等宿泊利用補助	1,216	608人
55生活設計講座	154	157人
若年層向けライフプランセミナー	0	87人
芸術鑑賞支援事業	556	360人
災害対策事業見舞金	0	0人
健康づくりカレンダー配布	1,226	全組合員
特定健康診査・特定保健指導	25,692	—
合 計	215,550	—

※金額については、端数処理上、合計しても一致しない場合があります。

貸付経理

組合員の臨時的支出に対して下記のとおり新規貸付を行いました。

区 分	件数(件)	金額(千円)
一 般 貸 付	54	66,800
住 宅 貸 付	4	67,000
教 育 貸 付	16	43,100
結 婚 貸 付	4	6,000
合 計	78	182,900

お問合せ先 ☎ 共済組合 庶務係 023-630-2883

令和6年度山形県教職員互助会決算は、令和7年度 第3回 理事会及び令和7年度 定時評議員会において承認されました。

1. 会員・家族数

R7.3.31現在

区 分	令和6年度	前年度比
会 員	11,237人	130人
家 族	6,987人	△207人

2. 各事業の決算

一般給付事業

事業活動収入総額74,886千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・家族療養見舞金 36,972千円
- ・出産・傷病・災害の各見舞金及び埋葬料 14,374千円

福祉事業

事業活動収入総額257,442千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・会員療養見舞金 170,373千円
- ・結婚祝金等の給付事業費（上記除く） 44,770千円
- ・リフレッシュ推進事業等の福祉事業費 26,677千円

退職給付事業

事業活動収入総額は304,409千円となり、下記事業等を実施しました。

- ・退職生業資金 120,713千円
- ・貸付事業費 210,400千円

貸付状況

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
生 活 資 金	68	55,400
入 学 資 金	4	8,000
住 宅 資 金	4	11,300
研修旅行資金	0	0
自 動 車 資 金	59	101,200
教 育 資 金	21	32,700
物品購入資金	3	1,800
合 計	159	210,400
令和6年度末 貸 付 残 高	596	547,782

退職互助部事業

事業活動収入総額175,109千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・療養補助金 101,068千円
- ・脱退一時金等の給付事業費（上記除く） 91,080千円
- ・施設利用補助費等の福祉事業費 10,294千円

加入者数

区 分	令和6年度	前年度比
現職加入者	5,730人	△112人
特別加入者	7,649人	△253人

公益事業関係

「スクールコンサート」を県内41校で実施し、事業活動支出総額は8,095千円となりました。

管理費関係

法人全体に関わる管理費で、1,042千円を支出しました。

教職員互助会の掛金率が変わりました

一般給付事業と厚生福祉事業の掛金率について組替えを行い、令和7年4月1日から下記のとおりとなりました。

	改正前 令和7年3月31日まで	改正後(現行) 令和7年4月1日から	増減
一般給付事業	1.6/1,000	1.4/1,000	-0.2/1,000
厚生福祉事業	5.5/1,000	5.7/1,000	+0.2/1,000

※退職給付事業、退職互助部事業の掛金率については、変更ありません。

お問合せ先 ☎ 互助会 総務係 023-631-5115

スポーツや芸術に触れてみませんか？

～令和7年度施設利用補助券をご利用ください～

配布対象者 令和7年12月31日までに組合員資格を取得した方（任意継続組合員を除く）

利用期間 令和7年4月25日～令和8年2月28日

補助金額 【運動習慣改善事業】上限2,000円（1,000円券×2枚）

【芸術鑑賞支援事業】施設によって異なります

（実施要領または補助券面をご確認ください）

対象施設 補助券綴りの契約事業所一覧をご確認ください

※施設によっては、互助会のリフレッシュ補助券と併用できます！



短期組合員の方も、組合員である期間は配付及び利用の対象となります。

組合員資格を有していて補助券をまだ受け取っていない方は、所属所経由でお知らせください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 TEL 023-630-2882 FAX 023-641-6779

令和7年度リフレッシュ補助券をご活用ください

自転車用ヘルメット購入に活用しよう！

通勤用、子どもの通学用として、下記販売店での自転車用ヘルメット購入にぜひご活用ください！

◎サイクルショップ山形南店・山形北店・三川店（各イオン店内）

◎イオン酒田店

◎イオンバイク天童店・東根店・米沢店

◎モンベル山形店・天童店

◎とがしスポーツモンベルルーム酒田店

※令和5年4月より道路交通法の改正に伴い、自転車用ヘルメット着用は努力義務となりました。



令和7年度リフレッシュ補助券

リフレッシュ補助券は、どこで利用できる？

→ 契約事業所でのみ、利用いただけます。

利用前に、必ず契約事業所一覧をご確認ください。

（詳細は、お手元の「リフレッシュ補助券の綴り」または山形県教職員互助会ホームページを参照）



薄紫色、1,000円券×3枚綴り

※補助券は、4月時点で会員資格のある方に配布

■ 利用できる契約事業所く 概要

◎旅行者 ※旅行券やバスの回数券等の金券は、購入不可 ◎公共の宿（県内27か所）

◎ボウリング場 ◎映画館 ◎美術館・博物館（年会費） ◎山響チケットサービス（窓口販売分）

◎やまぎん県民ホール（窓口支払分） ◎モンテディオ山形（事務所窓口、ホームゲーム会場のチケット売場）

◎山形ワイヴァンズ（ホームゲーム会場のチケット売場）

山形県教職員互助会トップページ



現職会員



リフレッシュ事業



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115